

平成 25 年 10 月 箱根町教育委員会会議 会議録

期 日： 平成 25 年 10 月 16 日（水）

場 所： 仙石原文化センター 第 1 会議室

出席者： 唐澤久雄委員長、菅井清登委員、石井清美委員、勝俣正志委員、
小林恭一教育長
勝俣敏教育次長兼学校教育課長、大和田公一生涯学習課長、小野英
敏生涯学習課副課長、石川憲一学校教育課副課長

欠席者： なし

議 事：

1 開 会

委員長より、開会の宣言【午後 1 時 30 分開会】

2 前回会議録の承認について

会議録が承認され、教育委員全員署名

3 教育長等諸報告について

- (1) 教育長より報告・謝辞
- (2) 学校教育課副課長より、9 月教育委員会会議以降、10 月教育委員会会議
までの間における会議等への出席に関する謝辞・報告
- (3) 学校教育課副課長より、10 月教育委員会会議以降、11 月末までの間にお
ける会議・行事等の予定連絡

4 議 第

(1) 委員長の選挙について

委 員 長 それでは議事に入ります。日程第 1「委員長の選挙について」を議
題とします。この選挙は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
第 12 条第 2 項の規定に基づき委員長の任期は 1 年となっており、私
の任期が今年の平成 24 年 10 月 17 日から本日、10 月 16 日までとな
っておりますので、明日、10 月 17 日から来年の平成 26 年 10 月 16
日までの任期の新委員長を決定するための選挙です。事務局より、委
員長選挙の方法等について説明をお願いします。

教 育 次 長 それでは、選挙について説明させていただきます。委員長の選挙は、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条第 1 項に「教育委
員会は、教育長を除く委員のうちから、委員長を選挙しなければならない。」と規定されており、選挙の方法については箱根町教育委員会
会議規則第 1 条に「委員長の選挙は、会議において無記名投票により
行い、有効投票の最多数を得た者（その者が 2 人以上あるときは、こ
れらの者のうちからくじで定める者）をもって当選人とする。」と規

定されています。何か選挙について、ご質問等はございますか。

それでは、投票をお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

〔投票箱持ち回り／各委員が投票〕

〔投票用紙開票・集計〕

教育次長 〔集計結果発表〕唐澤久雄さんが委員長に当選されました。

教育長 よろしくをお願いいたします。

全委員 よろしくをお願いいたします。

委員長 ただいま、委員長選挙におきまして、私が委員長就任を仰せつかったわけですが、全力で委員長の職に取り組んでまいりたいと思います。引き続き、皆様のご協力をいただきまして、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

(2) 委員長職務代理者の選任について

委員長 それでは、次の日程第2の「委員長職務代理者の選任について」を議題といたします。委員長職務代理者の選任について、事務局から説明をお願いいたします。

教育次長 委員長職務代理者の選任につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項に「委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けるときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。」と規定され、箱根町教育委員会会議規則第2条に「委員長が事故あるとき、又は欠けるときは、前任の委員が委員長の職務を代理する。」と規定されております。従いまして、菅井委員さんが前任の委員となりますので、菅井委員さんが委員長職務代理者に該当されます。

委員長 事務局から説明がありましたとおり、菅井委員さんが委員長職務代理者に該当するとのことですので、菅井委員さん、委員長職務代理者をお願いいたします。任期につきましては、委員長と同様、明日の10月17日から来年の平成26年10月16日までの1年間です。よろしくをお願いいたします。

委員（委員長職務代理者） 委員長をお助けしながらがんばっていききたいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

全委員 よろしくをお願いいたします。〔拍手〕

(3) 議案第17号 箱根町大学等入学資金貸与者の決定について

委員長 それでは、日程第3の議案を始めてください。

学校教育課副課長 〔議案朗読後、〕貸与審査基準に照らし合わせた結果、特に問題ありません。ご審査をお願いいたします。

委員長 何か、質問等ありますか。

審査基準に照らし合わせ、特に問題ないということですので、承認ということによろしいですか。

委 員 [全員賛成]

(4) (報告事項)「箱根町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」第7条の取扱いについて

委 員 長 続いて、報告事項について、お願いします。

学校教育課副課長 現行の箱根町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の第7条は、「校外行事を行う際に、校長は校外行事実施届出（申請）書により、教育委員会に届け出又はその承認を受けるもの」と規定されています。この規定の取扱い方法について検討をしておりますので、そのご報告をさせていただきます。

まず、届け出又はその承認を受けるとなっておりますが、どういう場合に届け出で、どういう場合が承認なのか、その区分が明確に定められていないというのが現状であります

委 員 他市の市町村の取扱い方法については、何か調べられていますか。

学校教育課副課長 どこの市町村も、学校管理運営規則の条文はだいたい同じです。中には、届け出と承認のルールについて「別に定める」という規定を入れているところもあつたりするんですが、いくつかの町に照会をかけたりましたが、どこも実際には別に定めていないというのが現状のようで、具体的な例を集めることは出来ませんでした。

委 員 実際に、承認として取扱っている事例はどんなものがありますか。

学校教育課副課長 本町では、現在、慣習として宿泊を伴う校外行事、例えば芦ノ湖キャンプ村で行う「ふれあいキャンプ」や、足柄ふれあいの森で行う「宿泊体験学習」、そして「修学旅行」等については承認をして、返しています。

文部科学省から昭和30年に「小学校、中学校および高等学校の修学旅行等について」、同じく43年に「遠足・就学旅行について」という通知が出されております。その中では、町規則第7条第1項にも記載されているように、修学旅行などを実施する場合には、その安全性、経費等を考慮しつつ、教育的効果も十分に上げられるような計画にしなければいけないという内容になっています。ということで、町の教育委員会が届け出もしくは申請された内容をチェックする以前に、学校側は先に挙げた文科省通知の内容をクリアした計画を当然立案することが前提になっているというものであります。

なお、43年の通知の中には、「教育委員会は、所管の学校が作成した計画について、その日程、目的地、見学先、経路、交通機関等をじゅうぶん検討し、特に、児童生徒の安全と健康のうえで無理がなく適切なものとなるよう指導すること」と記載がありますとおり、届け出の段階よりも前に、教育委員会は学校に対して指導する義務もあるということになっています。

それから、他市町村の学校管理運営規則の規定状況を抜粋し一覧表にしたのでご覧ください。その中には、神奈川県の県立中等学校の管

理運営規則では「届け出」のみが規定されており、「承認」は載っていません。同じように、北海道の洞爺湖町や、沖縄の浦添市なども「届け出」のみの規定になっています。

委員 今まで、教育長が届け出を受けて決裁していたという形がある。それと、文科省の通知も別に出ているので、しっかりと各学校へ行きわたっているのであれば、教育長が承認をするまでのことは必要ないのではないかと思う。届け出だけで十分だというふうと思う。

教育長 今、こういう論議をしていて、これが将来にもしっかりと受け継がれていけばいいのですが。この先、教育委員会の法そのものが変わるかもしれないが、今ここの部分をしっかりと議論しておかないといけないと思う。先ほど、事務局から話しがあったように、箱根町では現在、宿泊を伴うものについては慣習として承認扱いにしているが、明確に線引きしているような定めはないというのが現実。今後、どこかでぴしっとしておかないといけないと思う。この規則が制定された時は、具体的なケースを想定していなかったんじゃないかと思う。だから、慣習的にやればいいんだで、これまで来てしまっているんだと思う。同じように、先般より教育委員の皆さんへご検討願っております4命題の一つ、重大かつ異例な事態というのも同様で、どこも具体的に想定などしていないし、なんなのかわからないという状況にあると思います。

委員 はい、分かりました。

(5) (連絡事項) 教育委員の県外視察について

委員長 続いて、連絡事項について、お願いします。

学校教育課副課長 それでは、先ほど、今後の行事予定のところでもお話しさせていただきましたが、11月19日(火)に教育委員視察を実施したいと思っております。今年之行先は東京方面とし、江戸東京博物館ほかを視察してまいりたいと思っております。それでは、具体的な行程等について、詳細な計画をしてくださいました生涯学習課長から説明をしていただこうと思っておりますので、よろしくお願いします。

生涯学習課長 [視察行程等について説明。]

委員長 はい、分かりました。それでは、その計画で準備を進めてください。

生涯学習課長 はい、承知いたしました。

委員 よろしくお願いします。

5 閉会

委員長 次回、11月の教育委員会会議の日程については、11月26日(火)午後2時00分から教育委員室にて開催したいと思いますので、よろしくお願いします。これで閉会とします。

【午後3時07分閉会】